

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井 出 敏 朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	根上地区5 (中庄町、五間堂町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・県営ほ場整備事業が予定されている。
- ・水稻、大麦、丸いもの作付を主としており、ブロックローテーションによる2年3作体系が定着している。
- ・中庄町、五間堂町ともに各営農組合と地元の耕作者への集積・集約が進んでいる。ただし、五間堂町においては他地区の大規模農家が虫食い状に参入してきており、圃場整備後に向けて住み分けの調整を行っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・一旦、耕作状況や作物等は現状維持とし、ほ場整備事業の完了後に再調整する。
- ・中庄町、五間堂営農組合を1つに統合し、機械などの共有を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・5～10年先を見据え、担い手を中心に集積・集約化を進める。
- ・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、機構への貸し付けを推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・県営ほ場整備事業を実施し、区画整理を行い集約化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・将来的な担い手不足に備え、中庄町と五間堂町の営農組合を1つに統合し、農事組合法人五庄ファームを立ち上げ担い手の確保を行う。後継者の情報や新規就農者の情報など地域とJA、行政も共有し連携を図っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】